

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 佐々木 寿一	基本財産等	100,000千円	所管部課名
設立年月日	昭和48年4月20日	県出資等額及び比率	100,000千円 (100.0%)	建設部建設政策課
設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得等を行うことにより、公有地の拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として、全額秋田県出資で設立した。			
事業概要	・ 公共、公用施設等に供する土地の取得、管理、処分 ・ 国、地方公共団体等からの委託による土地取得のあっせん			
関連法令、県計画	公有地の拡大の推進に関する法律			

2 令和3年度事業実績

令和3年度の事業目標である受託事務料111,958千円に対し、県及び東日本高速道路(株)から受託し、事務料112,569千円を確保した。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受託事務量の確保 (千円)	目標	110,802	111,958	115,714
	実績	117,664	112,569	—
依頼先への用地取得委託業務 実態調査の総合評価(点)	目標	88	88	80
	実績	85	82	—
用地取得に係る契 約件数	目標	730	690	754
	実績	670	794	—

3 組織

①役員数(R4.7.1現在)

(単位:人)

区 分	理 事		監 事		役員報酬
	R3	R4	R3	R4	
常勤	2	2			支給対象者 (R3年度) 2人
内、県退職者	1	1			
内、県職員					
非常勤	3	3	2	2	平均年齢 62歳
内、県退職者					
内、県職員	3	3	1	1	
計	5	5	2	2	平均報酬年額 (R3年度) 4,542千円
内、県関係者	4	4	1	1	

②職員数(R4.4.1現在)

(単位:人)

区 分	R3		R4	正職員
	12(2)	12(2)	12(2)	
正職員	12(2)	12(2)	12(2)	平均年齢 40.4歳
内、県退職者	1(1)	1(1)	1(1)	
出向職員				
内、県職員				平均勤続年数 13.0年
臨時・嘱託	12	5	5	
内、県退職者	4	1	1	
計	24(2)	17(2)	24(2)	(R3年度) 4,947千円
内、県関係者	5(1)	2(1)	5(1)	

③取締役会回数

令和2年度	令和3年度
3回	4回

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

4 財務

①損益計算書

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
事業収益	1,077,664	2,063,821
事業原価	1,035,883	2,027,131
事業総利益(損失)	41,781	36,690
販売費及び一般管理費	5,680	18,102
人件費(事業原価含む)	125,116	123,742
事業利益(損失)	36,101	18,588
事業外収益	3,492	3,335
事業外費用		
経常利益(損失)	39,593	21,924
特別利益	258	
特別損失		
当期利益	39,852	21,924

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

項 目	令和2年度	令和3年度	増減※
経常収支比率(経常収益÷経常費用)	103.8%	101.1%	△2.7
流動比率(流動資産÷流動負債)	21562.1%	74270.3%	+52708.1
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	12.8%	11.8%	△1.1
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
流動資産	5,868,135	6,664,271
固定資産	668,665	666,858
資産計	6,536,799	7,331,129
流動負債	27,215	8,973
短期借入金		
固定負債	5,670,089	6,460,738
長期借入金	5,646,556	6,435,140
負債計	5,697,304	6,469,710
資本金	100,000	100,000
利益剰余金等	739,495	761,419
純資産計	839,495	861,419
負債・純資産計	6,536,799	7,331,129

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
24,314	25,598	105.3%

中小企業退職金共済に加入している。

5 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
年間支出	補助金		
	委託費	117,664	110,226
	指定管理料		あっせん業務委託、地方道路交付金事業国道282号用地取得事業他
年度末残高	貸付金		
	損失補償		
	その他の財政支出(基金等)	116,218	

◎法人の行動計画(平成30年度～令和3年度)

関与のあり方	継続	見直しの方向性	安定的経営に向け、経営改善の取組を維持するとともに、公益的事業の安定実施に努める。
課題	土地開発公社経営計画(H29～R3)に基づき安定的な経営体制を維持するため、引き続き効率的な業務執行に努めるとともに、受託業務の積極的な確保に取り組む必要がある。 また、特別法人としての設立趣旨に従い、事業の公共性を確保するうえで県の人的関与は継続して必要であるが、充て職役員の構成については適正配置の観点から今後も必要に応じて見直しを検討する。		
取組	収支均衡を確保し、安定的な経営体制を維持する。また、充て職役員については現状を維持しつつ、必要に応じて見直しを行う。 【平成30～令和3年度】・当期利益の見込み H30:2,000千円、R1:9,000千円、R2:16,000千円、R3:8,000千円		
実績	【当期利益】平成30年度:33,708千円 令和元年度:40,790千円 令和2年度:39,852千円 令和3年度:21,924千円		

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された団体であり、県等の事業計画に従って県の用地職員と連携を取りながら公共用地の取得に取り組んでいる。		専務理事が事務局長として、理事1名が業務課長としてそれぞれ兼任で常勤している。職員24名のうち10名がブローパー職員である（令和3年度）。専門知識やノウハウ等の継承を考慮して今後の職員採用を検討する。		目標値に対する実績は、①受託事務量の確保が100.5%、②依頼先の総合評価が93.2%、③契約件数115.1%であり、②についてはわずかに目標に届かなかったものの9割以上の実績を上げている。		土地開発公社経営計画（H29～R3）に基づき、毎年度の収支黒字を目標に業務を行っている。平成26年度以降は8期連続の黒字であり、引き続き更に安定した経営を目指している。出資金の取り崩しはない。	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
公有地の拡大の推進に関する法律により設立された特別法人である。 平成27年度に「秋田県土地開発公社のあり方検討委員会」における検討の結果、今後も存続が必要と判断された。		平成30年4月に役員構成及び役員数について見直しを図り、充て職役員の縮減を行っている。		3項目中、1項目について僅かに目標値を達成できなかったが、事業実施状況は良好であると認められる。		平成26年度以降継続して黒字を計上している。今後も収支均衡を図り、安定した経営を維持するため、引き続き経営改善に向けた取組みが望まれる。	

Ⅲ 外部専門家のコメント

事業収益は公有地取得事業の処分の増加により前期より大幅に増加している。あっせん受託事務料をほぼ事業目標通りに確保し当期利益21百万円を計上している。公有地の取得が増えれば代行用地及び前渡金の流動資産が増え、ほぼ見合いで公有地取得のための長期借入金が増えるため、流動比率、自己資本比率が悪化しているように見えるが事業の特性の影響による。安定した利益を計上しており財務基盤に問題はない。

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(A)	4 財務状況	A
三セクの行動計画上は「本来県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」に位置づけられている。公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の計画的な取得により、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に、設立された特別法人である。		常勤の役職員が配置されており、法人運営上の組織体制は整っている。		依頼先への用地取得委託業務実態調査の総合評価については、ほぼ目標を達成している。受託事務量の確保及び用地取得に係る契約件数についても目標を達成した。		平成26年度以降、連続して黒字を確保している。令和2年度より当期純利益額は減少したものの、行動計画に掲げている目標を大きく上回り、順調な経営が行われている。	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	A
評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）							
用地取得委託業務実態調査の結果を受け、工程会議において改善すべき課題を議論し、業務の質の向上に努めた。 事業量の確保につき、引き続き情報収集をしながら積極的に受託できるよう努めた。 秋田県土地開発公社経営計画（H29～R3）に基づき、効率的な業務執行や安定経営の維持に努めた。							

法人名 秋田県土地開発公社

①令和4年度計算書類等

法人所管課 建設政策課

秋田県土地開発公社定款

設 立 年 月 日 昭和48年4月20日

定款変更主務大臣 令和4年4月21日
認 可 年 月 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、処分等を行なうことにより、公有地の拡大の計画的推進を図り、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、秋田県土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、秋田県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、秋田県公報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理 事 10人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とする。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、この定款及び規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する。

4 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第16条第8項の職務を行う。

（役員の任命）

第8条 理事及び監事は、秋田県知事が任命する。

2 理事長及び専務理事は、理事のうちから秋田県知事が選任する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の兼任の禁止）

第10条 理事と監事とは、相互に兼ねることができない。

（職員の任命）

第11条 職員は、理事長が任命する。

（兼職の禁止）

第12条 常勤の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

（議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前条第2項の規定の適用については、表決に参加したものを出席したものとみなす。

第17条 理事長は、急施を要する事項、又は軽易な事項については、理事に対し、書面により賛否を求め、理事の過半数の回答をもって理事会の会議に替えることができる。この場合において、表決及び議決の方法については、当該事項について、それぞれこの定款に定めるところによる。

2 理事長は、前項の規定により決した事項について、次の理事会において報告しなければならない。

(議事録)

第18条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議事事項

(5) 会議の経過

2 議事録には、出席理事のうちから議長及び会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。

(議決事項)

第19条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 業務方法書の制定又は変更

(3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算

書及び事業報告書

- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - (6) この定款及び規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (7) その他公社運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第20条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
 - (2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第21条 公社の業務の執行に関する基本的な事項は、この定款に定めるもののほ

か、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第22条 公社の資産は、基本財産とする。

2 公社の基本財産の額は、1億円とする。

3 基本財産は、安全、かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第23条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第24条 公社の予算は、毎事業年度開始前に定めなければならない。

(財務諸表及び事業報告書)

第25条 公社は、毎事業年度の終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けてこれを秋田県知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

第26条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てる。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を取りくずして処理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として処理する。

(余裕金の運用)

第27条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力条項)

第28条 理事長は予算成立後、業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、秋田県知事の承認を得て、当該業務量の増加により増加す

る収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雑則

(解散)

第29条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、秋田県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、秋田県に帰属させる。

(規程への委任)

第30条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任用)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、秋田県知事が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、公社成立の日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、秋田県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

出資者・出捐者名簿

出資者	秋田県
-----	-----

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田県土地開発公社

時 点 : 令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理 事 長	佐々木 寿一	建設部建設技監
2	専務理事	高橋 能成	
3	理 事	奈良 滋	建設部次長
4	理 事	川辺 透	建設部次長
5	理 事	相馬 均	
6	監 事	高井 宏司	
7	監 事	三浦 卓実	建設部建設政策課長
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

議案第 6 号

令和 4 年度秋田県土地開発公社事業計画について

令和 4 年度秋田県土地開発公社の事業計画を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

秋田県土地開発公社理事長 佐々木 寿一

1 土地取得事業

事業名	業務内容	事業費
公有地取得事業	秋田県 秋田天王線秋田港アクセス道路事業	千円 1,300,000
	国土交通省 一般国道7号遊佐象潟道路用地取得事業	200,000
	計2箇所	1,500,000

2 あっせん等事業

事業名	業務内容	受託費	用地・補償費
あっせん等事業	秋田県 地方道路交付金事業(交通安全)国道282号用地 取得事業外58事業の用地取得及び損失補償業務	千円 92,910	千円 3,246,790
	東日本高速道路株式会社 秋田自動車道(湯田IC～横手IC間)付加車線事業 の用地取得及び損失補償業務	千円 3,355	千円 17,600
	計60箇所	96,265	3,264,390

3 土地処分計画

区 分	業 務 内 容	処分予定面積	処分予定額
代行用地	国土交通省 一般国道7号二ツ井今泉道路用地 (平成30年度事業)	m ² 4,767	千円 347,767
	国土交通省 一般国道7号遊佐象潟道路用地 (平成30年度事業)	272	34,133
	国土交通省 一般国道13号横堀道路用地 (平成30年度事業)	16,259	58,146
	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅事業用地 (平成30年度事業)	494	13,446
	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅事業用地 (令和元年度事業)	340	50,000
	国土交通省 鳥海ダム用地 (令和元年度事業)	71,545	300,000
	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅事業用地 (令和2年度事業)	722	100,000
	国土交通省 鳥海ダム用地 (令和2年度事業)	228,994	900,000
	国土交通省 一般国道7号遊佐象潟道路用地 (令和3年度事業)	27,438	100,000
	国土交通省 一般国道13号河辺拡幅事業用地 (令和3年度事業)	2,644	220,000
	国土交通省 鳥海ダム用地 (令和3年度事業)	188,718	600,000
	計11箇所	542,193	2,723,492

議案第 7 号

令和 4 年度秋田県土地開発公社予算について

令和 4 年度秋田県土地開発公社予算を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

秋田県土地開発公社理事長 佐々木 寿一

令和 4 年度秋田県土地開発公社予算

第 1 条 令和 4 年度秋田県土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

収 入

第1款	事 業 収 益	2,819,757 千円
第1項	公有地取得事業収益	2,723,492 千円
第2項	あっせん等事業収益	96,265 千円
第2款	事 業 外 収 益	2,803 千円
第1項	受 取 利 息	14 千円
第2項	雑 収 益	2,789 千円
	収 入 合 計	2,822,560 千円

支 出

第1款	事 業 原 価	2,776,783 千円
第1項	公有地取得事業原価	2,723,492 千円
第2項	あっせん等事業原価	53,291 千円
第2款	販売費及び一般管理費	22,974 千円
第1項	販売費及び一般管理費	22,974 千円
	支 出 合 計	2,799,757 千円
	(収益的収入支出差引額	22,803 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,724,835千円は、内部留保資金で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,513,500 千円
第1項	公社債及び長期借入金	1,513,500 千円
	収 入 合 計	1,513,500 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	4,238,335 千円
第1項	公有地取得事業費	1,515,000 千円
第2項	固定資産取得費	924 千円
第3項	公社債償還金及び 長期借入金償還金	2,722,411 千円
	支 出 合 計	4,238,335 千円

(公社債の発行及び長期借入金)

第4条 公社債の発行及び長期借入金の限度額は1,513,500千円と定める。

法人名 秋田県土地開発公社

②令和3年度計算書類等

法人所管課 建設政策課

(5) 財 産 目 録

(令和4年3月31日)

(単位 円)

科 目	金 額	摘 要
(資 産 の 部)		
1 流動資産	6,664,270,754	
(1) 現金及び預金	116,561,339	
(2) 未収金	112,569,380	
(3) 代行用地	5,990,325,035	
(4) 前渡金	444,815,000	
2 固定資産	666,858,400	
(1) 有形固定資産	6,571,258	
(2) 投資その他の資産	660,287,142	
資 産 合 計	7,331,129,154	
(負 債 の 部)		
1 流動負債	8,972,722	
(1) 未払金	3,422,374	
(2) 預り金	1,510,565	
(3) 引当金 (賞与引当金)	4,039,783	
2 固定負債	6,460,737,631	
(1) 長期借入金	6,435,140,035	
(2) 引当金 (退職給付引当金)	25,597,596	
負 債 合 計	6,469,710,353	
差 引 純 財 産	861,418,801	基本財産100,000,000円、準備金761,418,801円

1 令和3年度事業報告書

(1) 概 況

本年度の概況は次のとおりである。

収入は公有地取得事業収益が19億5,125万2,114円、あっせん等事業収益が1億1,256万9,380円、事業外収益が333万4,757円で、総収益が20億6,715万6,251円となった。

これに対し、支出は公有地取得事業原価19億5,125万2,091円、あっせん等事業原価7,587万8,668円、販売費及び一般管理費が1,810万1,632円、特別損失が3円で、総支出が20億4,523万2,394円となった。

以上の結果、差し引き2,192万3,857円の当期利益となった。

(2) 公有地取得事業

①取得実績

国土交通省からの公有地取得事業であり、取得件数5件、面積98万7,224.59平方メートル、金額は29億6,284万5,372円(用地費、補償費)である。

②処分実績

国土交通省から依頼され、過年度に取得した土地を処分したものであり、処分件数10件、面積29万5,866.81平方メートル、金額は19億5,125万2,114円(用地費、補償費、諸経費、支払利息)となっている。

事業名	① 取得実績		② 処分実績		依頼先	摘要
	取得面積(㎡)	取得金額(円)	処分面積(㎡)	処分金額(円)		
代行用地						
(1) 一般国道7号 二ツ井今泉道路用地	-	-	169.58	18,211,663	国	H29用地 国債
(2) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	-	-	34,380.06	98,040,451	〃	H29用地 国債
(3) 一般国道7号 二ツ井今泉道路用地	-	-	6,409.04	350,000,000	〃	H30用地 国債
(4) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	-	-	3,444.87	45,000,000	〃	H30用地 国債
(5) 一般国道13号 横堀道路用地	-	-	15,937.70	65,000,000	〃	H30用地 国債
(6) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	1,465.29	25,000,000	〃	H30用地 国債
(7) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	-	-	333.62	50,000,000	〃	R1用地 国債
(8) 鳥海ダム用地	-	-	43,389.99	300,000,000	〃	R1用地 国債
(9) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	2,912.26	179,164,501	1,101.97	100,000,000	〃	R2用地 国債
(10) 鳥海ダム用地	263,304.24	951,663,185	189,234.69	900,000,000	〃	R2用地 国債
(11) 一般国道13号 河辺拡幅事業用地	1,059.84	55,976,997	-	-	〃	R3用地 国債

事業名	① 取得実績		② 処分実績		依頼先	摘要
	取得面積(㎡)	取得金額(円)	処分面積(㎡)	処分金額(円)		
(12) 鳥海ダム用地	663,259.09	1,626,918,948	-	-	国	R3用地 国債
(13) 一般国道7号 遊佐象潟道路用地	56,689.16	149,121,741	-	-	〃	R3用地 国債
合 計	987,224.59	2,962,845,372	295,866.81	1,951,252,114		

(3) あっせん等事業

県から58件、東日本高速道路株式会社から1件、計59件を受託し、受託額は1億1,256万9,380円であり、内訳は次のとおりである。

(単位:円)

事業名		事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘要
(1)	地方道路交付金事業(交通安全)国道282号(西町)用地取得事業	142,561,467	4,038,100	県	用地取得及び損失補償業務
(2)	地方道路交付金事業(交通安全)国道282号(苦竹)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(3)	地方道路交付金事業(交通安全)(一)根瀬尾去沢線用地取得事業	36,639,668	1,962,290	〃	〃
(4)	総合流域防災事業富士川用地取得事業	5,555,872	1,222,210	〃	〃
(5)	地方道路交付金事業(改築)国道105号(阿仁幸屋渡)用地取得事業	12,223,066	1,380,940	〃	〃
(6)	地方道路等整備事業(建設)国道105号(阿仁幸屋渡)用地取得事業	8,351,037	198,770	〃	〃
(7)	地方道路等整備事業(建設)大館十和田湖線(雪沢)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(8)	県単道路改築事業十二所花輪大湯線(窄合)用地取得事業	1,170,913	1,117,820	〃	〃
(9)	広域河川改修事業長木川用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(10)	広域河川改修事業下内川用地取得事業	32,781,710	1,870,440	〃	〃
(11)	県単河川改良事業小阿仁川用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(12)	県単道路改築事業能代五城目線用地取得事業	3,294,057	1,168,310	〃	〃
(13)	河川改修事業三種川用地取得事業	10,863,617	1,348,600	〃	〃
(14)	県単河川改良事業三種川用地取得事業	5,522,346	1,221,330	〃	〃
(15)	通常砂防事業茶の沢川用地取得事業	12,986,532	1,399,090	〃	〃
(16)	通常砂防事業牛沢用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(17)	地方道路改築補助事業(主)秋田天王線(秋田港アクセス)用地取得事業	5,833,133	158,950	〃	〃
(18)	秋田港アクセス道路整備事業(主)秋田天王線(秋田港アクセス)用地取得事業	668,242,002	10,259,480	〃	〃
(19)	地方道路交付金事業国道341号(新波)用地取得事業	18,403,303	1,528,120	〃	〃
(20)	地方道路交付金事業国道285号(富津内)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃

事業名		事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘要
(21)	地方道路等整備事業国道285号(富津内)用地取得事業	24,816,461	590,810	県	用地取得及び損失補償業務
(22)	地方道路等整備事業(一)川添浜停車場線(下浜羽川)用地取得事業	48,275,023	2,239,270	〃	〃
(23)	地方道路等整備事業(主)秋田八郎潟線(山内増沢)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(24)	地方道路等整備事業(一)河辺阿仁線(曾場)用地取得事業	10,823,070	1,347,610	〃	〃
(25)	地方道路等整備事業(主)秋田天王線(旭南)用地取得事業	1,573,999	1,127,390	〃	〃
(26)	地方道路等整備事業国道101号(浜間口)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(27)	広域河川改修事業新波川用地取得事業	5,188,738	1,213,520	〃	〃
(28)	床上浸水対策特別緊急事業新波川用地取得事業	214,157	5,060	〃	〃
(29)	大規模特定河川事業新城川用地取得事業	238,237,495	5,628,260	〃	〃
(30)	県単河川改良事業(緊急災害)馬場目川用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(31)	県単河川改良事業(緊急災害)馬踏川用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(32)	県単河川改良事業(緊急災害)富津内川用地取得事業	47,144,441	2,212,430	〃	〃
(33)	地方街路交付金事業新屋土崎線用地取得事業	288,162,366	6,957,060	〃	〃
(34)	地方道路交付金事業国道107号(本荘道路)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(35)	地方道路等整備事業国道107号(大築)用地取得事業	706,962	1,106,820	〃	〃
(36)	地方道路等整備事業鳥海矢島線(中直根)用地取得事業	29,751,172	1,798,280	〃	〃
(37)	県単道路改築事業横手大森大内線(小滝沢)用地取得事業	31,143,019	1,831,390	〃	〃
(38)	県単道路改築事業一般国道398号(松沢)用地取得事業	76,026	1,091,750	〃	〃
(39)	県単河川改良事業鮎川(平石)用地取得事業	7,516,392	1,268,850	〃	〃
(40)	通常砂防事業浅田沢1、2用地取得事業	13,274,639	1,406,020	〃	〃
(41)	火山砂防事業東鮎川沢2、3用地取得事業	5,865,130	1,229,580	〃	〃
(42)	地方道路交付金事業国道108号(薬師堂)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(43)	県単道路改築事業国道108号(玉ノ池)用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(44)	地方街路交付金事業停車場栄町線用地取得事業	105,684,646	3,473,800	〃	〃
(45)	地方道路交付金事業(交通安全)(主)角館六郷線用地取得事業	72,316,396	2,774,310	〃	〃
(46)	地方道路交付金事業(改築)国道105号用地取得事業	0	1,089,990	〃	〃
(47)	県単道路改築事業(一)千畑大曲線用地取得事業	14,070,687	1,424,940	〃	〃
(48)	県単道路改築事業(一)水沢西仙北線用地取得事業	15,523	1,090,320	〃	〃

事業名		事業費 (用地補償費)	受託額	委託者	摘要
(49)	県単河川改良事業（緊急防災）淀川用地取得事業	12,081,297	1,377,530	県	用地取得及び損失補償業務
(50)	県単河川改良事業（自然防止債）入見内川用地取得事業	44,595	1,090,980	〃	〃
(51)	県単河川改良事業（自然防止債）刺市川用地取得事業	14,085	1,090,320	〃	〃
(52)	河川改修事業土買川用地取得事業	594,263	1,104,070	〃	〃
(53)	地方道路改築補助事業横手大森大内線（三本柳）用地取得事業	213,955,574	5,130,510	〃	〃
(54)	県単道路改築事業植田平鹿線（上都）用地取得事業	236,722	1,095,600	〃	〃
(55)	地方街路交付金事業八幡根岸線用地取得事業	558,138,488	10,671,100	〃	〃
(56)	地方道路交付金事業（交通安全）大曲大森羽後線（安良町）用地取得事業	46,920,572	2,207,040	〃	〃
(57)	地方道路交付金事業（改築）国道398号（稲庭B.P）用地取得事業	11,493,590	1,363,560	〃	〃
(58)	地方道路交付金事業（改築）羽後向田館合線（田代）用地取得事業	2,267,443	1,143,890	〃	〃
(59)	秋田自動車道（湯田IC～横手IC間）付加車線事業用地取得事業	10,168,225	2,343,000	東日本高速道路㈱	〃
合 計（59件）		2,765,199,919	112,569,380		

(4) 理事会開催状況

会 議 名	承認年月日	議案番号	件 名
令和3年第2回 秋田県土地開発公社理事会	3. 5. 27	議案第9号	令和2年度秋田県土地開発公社決算の承認について
〃	〃	報告第1号	令和2年度秋田県土地開発公社予算繰越について
令和3年第3回 秋田県土地開発公社理事会	3. 11. 11	報告第2号	令和3年度上半期の事業実施状況報告について
令和4年第1回 秋田県土地開発公社理事会	4. 1. 25	議案第1号	秋田県土地開発公社定款の一部改正について
〃	〃	議案第2号	秋田県土地開発公社業務方法書の一部改正について
令和4年第2回 秋田県土地開発公社理事会	4. 3. 25	議案第3号	令和3年度秋田県土地開発公社事業計画の変更について
〃	〃	議案第4号	令和3年度秋田県土地開発公社補正予算について
〃	〃	議案第5号	令和3年度秋田県土地開発公社資金計画の変更について
〃	〃	議案第6号	令和4年度秋田県土地開発公社事業計画について
〃	〃	議案第7号	令和4年度秋田県土地開発公社予算について
〃	〃	議案第8号	令和4年度秋田県土地開発公社資金計画について
〃	〃	議案第9号	秋田県土地開発公社組織規程の一部改正について
〃	〃	議案第10号	秋田県土地開発公社服務規程の一部改正について
〃	〃	議案第11号	第2期秋田県土地開発公社経営計画について

(3) 貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 流 動 資 産

(1) 現金及び預金	116,561,339	
(2) 未収金	112,569,380	
(3) 代行用地	5,990,325,035	
(4) 前渡金	444,815,000	
流動資産合計		6,664,270,754

2 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 車両その他の運搬具	10,524,200	
減価償却累計額	4,170,528	6,353,672
イ 工具・器具及び備品	1,954,560	
減価償却累計額	1,736,974	217,586
有形固定資産合計		6,571,258

(2) 投資その他の資産

ア 前払費用	236,042	
イ 長期性預金	660,000,000	
ウ 長期預託金	51,100	
投資その他の資産合計		660,287,142
固定資産合計		666,858,400

資 産 合 計		7,331,129,154
---------	--	---------------

負債の部

1 流動負債

(1) 未払金	3,422,374	
(2) 預り金	1,510,565	
(3) 引当金		

ア 賞与引当金	4,039,783	
引当金計	<u>4,039,783</u>	

流動負債合計		8,972,722
--------	--	-----------

2 固定負債

(1) 長期借入金	6,435,140,035	
(2) 引当金		

ア 退職給付引当金	25,597,596	
引当金計	<u>25,597,596</u>	

固定負債合計		<u>6,460,737,631</u>
--------	--	----------------------

負債合計		<u><u>6,469,710,353</u></u>
------	--	-----------------------------

資本の部

1 資本金

(1) 基本財産	100,000,000	
資本金合計		<u>100,000,000</u>

2 準備金

(1) 前期繰越準備金	739,494,944	
(2) 当期利益	<u>21,923,857</u>	
準備金合計		<u>761,418,801</u>

資本合計		<u><u>861,418,801</u></u>
------	--	---------------------------

負債・資本合計		<u><u>7,331,129,154</u></u>
---------	--	-----------------------------

(4) 損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 円)

1	事業収益			
(1)	公有地取得事業収益	1,951,252,114		
(2)	あっせん等事業収益	<u>112,569,380</u>	2,063,821,494	
2	事業原価			
(1)	公有地取得事業原価	1,951,252,091		
(2)	あっせん等事業原価	<u>75,878,668</u>	<u>2,027,130,759</u>	
	事業総利益			36,690,735
3	販売費及び一般管理費			
(1)	販売費及び一般管理費		<u>18,101,632</u>	
	事業利益			18,589,103
4	事業外収益			
(1)	受取利息	75,294		
(2)	雑収益	<u>3,259,463</u>	<u>3,334,757</u>	
	経常利益			21,923,860
5	特別損失			
(1)	固定資産除却損		<u>3</u>	
	当期純利益			21,923,857
	当期利益			<u><u>21,923,857</u></u>